

令和 7 年度調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第 1 目的

本方針は，国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき，市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下，「物品等」という。）の調達の推進を図り，もって，障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

第 2 調達方針

1 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち，障害者就労施設等が供給することが可能なもの

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は，次の障害者就労施設等とする。ただし，市内の障害者就労施設等を優先する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護，就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所
 - カ アからオに該当する複数の事業所に受注内容をあっせん又は仲介する業務を行う共同受注窓口
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所

ア 特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において、物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

3 物品等の調達目標

市は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性並びに物品等の適正な価格、機能及び品質に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障害者就労施設等からの物品等の調達の維持・向上に努める。

4 物品等の調達に係る市の取組

- (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給可能な物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

- (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のため、調布市福祉作業所等連絡会等による共同受注の取組を支援する。

- (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、発注の方法や量、履行期間等を考慮するとともに、性能や規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

- (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による

随意契約を適正に活用するものとする。

第3 調達実績の公表

市は、本方針に基づく、物品等の調達の実績について、年度終了後にその概要を取りまとめ、公表するものとする。

第4 その他

1 地元中小企業等への配慮

市は、地元中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づくシルバー人材センターなどに十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品の調達を進める。

2 民間企業等からの発注増大のための取組

市は、市ホームページ等に障害者就労施設等が供給可能な物品等の内容について掲載するなど、情報提供を行う。

3 市民等へのPRのための取組

市は、障害者就労施設等の公共施設での物品の展示販売や市内で実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努める。

附 則

（実施期日）

1 この方針は、令和7年4月1日から実施する。

（この方針の失効）

2 この方針は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。